

東松島市第 2 次総合計画後期基本計画策定について

東松島市では、今年中に「第 2 次総合計画後期基本計画」を策定するため、昨日（9 月 30 日）に下記 3（2）の「東松島市総合開発審議会」（委員 24 人）を開催し、これまでに本市総合計画策定本部会議（会長：東松島市長）でまとめた別紙『東松島市第 2 次総合計画「後期基本計画」における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性及び政策・施策」（案）』を諮問しました。計画策定の概要は下記のとおりです。

1 策定趣旨と策定期間

- （1）現行の東松島市第 2 次総合計画は、計画期間が平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間となっています。
- （2）このうち、平成 28 年度から令和 2 年度まで 5 年間は「前期」、令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間は「後期」と位置づけ、今回「後期」に係る計画策定を行うものです。
- （3）その計画内容に沿った具体的な取組を令和 3 年度当初時点から進める必要があるため、令和 2 年 12 月市議会に計画案を上程し、成案化したいと考えています。

2 他計画等との関連

市の各分野の計画と連動を図るとともに、本市が平成 30 年 6 月に内閣府から選定された「SDGs 未来都市」の理念、国の各分野の計画及び宮城県が策定中の「新・宮城の未来ビジョン」と連動を図ります。

3 策定体制

- （1）市長を本部長とする「東松島市総合計画策定本部」及び「幹事会」・「分科会」等を設置し、市職員全員が参画する体制としています。
- （2）計画の審議調査のため「東松島市総合開発審議会」を設置し、第 1 回会議を 9 月 30 日開催したほか都合 3 回の会議開催を予定しています。
- （3）併せて、ホームページ・市報等によるパブリックコメントを実施し、市民の意見反映に努めます。

4 策定に係る予算

市職員自ら計画作成するため、令和 2 年度当初予算で措置した総合計画後期基本計画策定費のうち、コンサルタント委託料約 1,000 万円を削減します。

東松島市第2次総合計画「後期基本計画」における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性及び政策・施策」(案)

(まちづくりの将来像)

**住み続けられ持続・発展する
東松島市**

—地方創生のトップランナーをめざす—

(まちづくりの基本理念)

「まちづくりの将来像」実現に向け、これまでの復旧・復興の取組の上に立ち、なお必要な心の復興とともに将来に向けた地方創生及びSDGsを基調とし、次の基本理念を掲げる。

- ・本市産業の持続的な成長促進と働く場の確保
- ・地域全体で支える学びと子育て環境の充実
- ・安全・安心で快適に生き生きと暮らせる市民協働の地域社会

(まちづくりの方向性1) 産業と活力のある住みたくなるまちづくり

基幹産業としての農林水産業の活性化	地域の資源を活かした観光の振興
○生産基盤の整備 ○担い手及び人材の育成 ○6次産業化と販路拡大	○情報発信の強化 ○地域の農林水産業・商工業との連携 ○受入体制の整備
商工業振興・企業誘致と働く場の確保	移住・定住の促進
○地元商工業の活性化 ○企業誘致の推進 ○商工業に係る人材の育成	○移住・定住支援策の充実と情報発信 ○空き家等の利活用推進

(まちづくりの方向性2) 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

子育て環境の充実	高齢者・障がい者等の生活支援充実
○出産・子育ての負担軽減 ○安心して子育てできる環境の充実	○高齢者への支援充実 ○障がい者との共生社会実現と支援充実 ○生活困窮者への支援充実
健康づくりの推進	地域コミュニティの充実
○望ましい食育と生活による心身の健康づくり推進 ○大規模感染症への的確な対応 ○疾病の早期発見と地域医療体制の充実	○地域づくり活動の推進 ○多様なまちづくり団体等との連携

(まちづくりの方向性3) 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまちづくり

子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上	地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習
○学校等教育施設の整備 ○IT等の先進的な取組の活用 ○教員の研修等の充実	○コミュニティ・スクールの推進 ○心あったかイートころ運動の推進 ○生涯学習の市民主体による推進
文化の継承と創造	全世代にわたるスポーツの振興
○文化振興活動の充実 ○文化財の保護と活用 ○地域の文化・伝統の継承	○スポーツ施設の整備充実 ○スポーツ関係事業の充実 ○スポーツの気運醸成

(まちづくりの方向性4) 災害に強く安全で快適で美しいまちづくり

災害に強いまちづくりの推進	防災・防犯体制の強化
○地震・津波防災の充実 ○河川等の水害・洪水防止の推進 ○土砂災害等の防止体制の充実	○防災組織体制の充実 ○防災・防火意識の向上 ○犯罪・交通事故発生防止対策の充実
快適で美しい自然環境の形成と保全	良好な住環境の整備
○美しい自然環境の保全と継承 ○公害防止の推進 ○清潔で衛生的な環境づくりの推進 ○資源循環の取組推進	○魅力的な市街地の形成 ○計画的な土地利用の推進と宅地の創出 ○住み心地の良い住環境づくり
安全で利便性の高い交通環境の充実	
○鉄道等公共交通網の充実強化 ○安全で利便性の高い道路網の形成 ○市内における公共交通体制の充実	

(まちづくりの方向性5) 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまちづくり

効率的で持続可能な行財政運営	国・宮城県との連携
○健全な財政運営 ○市民に信頼される行政運営	○国及び宮城県との連携 ○松島基地との連携
利便性の高い行政サービスの提供	
○多様な手法による行政情報の提供 ○多様なネットワークを活用した行政サービスの提供 ○爽やかで明るい市民窓口サービスの提供	

凡例

政策の柱
○展開施策